



本 部 町 水 道 事 業
令和 8 年度 水質検査計画

本部町上下水道課

目 次

はじめに

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	2
3	原水及び水道水の状況	3
4	水質検査場所	4
5	水質検査項目と検査頻度	6
6	水質検査方法	8
7	臨時の水質検査	8
8	水質検査の公表	9
9	水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し	9

～ 資料編 ～

別表 1	水質基準検査項目	10
別表 2	毎日検査項目	12
別表 3	水質管理目標設定項目	12
別表 4	農薬類の項目	13
別表 5	その他必要な検査項目	14
別表 i	水質検査結果一覧	15
別表 ii	水質検査頻度の点検	28

- (1) 水質検査計画とは、平成 16 年 4 月 1 日改正の水道法施行規則により、水道事業者は原水から給水栓に至るまでの水質の状況、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、水道の需要者に対して情報を提供するとされているものです。
- (2) この水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定することとされており、水道事業者として実施する水質検査の適正化と透明性を確保すること、加えて、需要者の意見をもとに見直しを行うなどして、より一層安全で安定した水質管理の取り組みとして公表します。

1 基本方針

(1) 水質検査の基本姿勢

水質基準に適合した安全な水道水を給水するため、原水及び浄水の状況を考慮した水質検査計画を策定して適切な水質検査を実施します。

(2) 検査地点（採水場所）

検査地点は、原水の取水地点、各浄水場及び水道法の水質基準が適用される給水系統末端の蛇口とします。

(3) 水質検査項目

水質検査項目については、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目及び検査計画に位置付けることが望ましいとされる水質管理目標設定項目、加えて水道水がより安全で良質であることを確認するために本町が必要とする項目について検査します。

(4) 検査頻度

水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、過去の検査結果を勘案して検査項目に応じた検査頻度を設定して実施します。

2 水道事業の概要

(1) 地勢等

本部町は、東経 127 度 54 分、北緯 26 度 39 分、本部半島の先端に位置し、東南に名護市、東北に今帰仁村と隣接しており、名護を中心とした北部の人口集中地域となっています。また、地形的には、八重岳、本部富士等の丘陵が起伏しながら連なり、海浜まで裾野を広げ、名護、今帰仁との境界をなしています。町の総面積 54.37km²、東西南北 8km の中に変化に富んだ地形で、産業も農業、漁業、商工業まで多岐にわたっています。

(2) 令和 7 年度 3 月 31 日現在の給水状況

項 目	内 容
給 水 区 域	本部町地内
給 水 人 口	12,250 人
普 及 率	99.93%
計画一日最大給水量	9,850m ³
一 日 最 大 給 水 量	8,741m ³
一 日 平 均 給 水 量	7,279m ³

(3) 本部町の水道事業概要

水道事業区域	計画給水人口	浄水場設置数	給水区域
本部町	13,400 人	5 箇所	本部町全域

(4) 浄水施設の概要

町内 5 箇所の浄水場の概要を表に示します。

浄水場名	所在地	原水の種類	施設能力	浄水処理方法
本部町 水道管理センター	本部町 字謝花	地下水	—	塩素消毒
並里浄水場	本部町 字並里	湧水	4,750m ³ /日	普通沈殿
笹川浄水場	本部町 字並里	湧水	880m ³ /日	急速濾過
伊豆味第 1 浄水場	本部町 字伊豆味	湧水	210m ³ /日	緩速濾過
伊豆味第 2 浄水場	本部町 字伊豆味	伏流水	160m ³ /日	緩速濾過

3 原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

- ① 水源となっている河川の上流域は、人為的な開発行為等による水質汚染は殆んどありません。
- ② 降雨時には濁度や色度の上昇があり浄水処理への影響が生じる時があります。

表 1. 浄水場毎の水質管理上注意すべき項目

浄水場名	水源名	原水の汚染要因	水質管理上 注目すべき項目
本部町 水道管理センター	浦崎井戸群	地下水からの硬度上昇	硬度、蒸発残留物
並里浄水場	並里水源	降雨時の高濁度発生	濁度、色度
笹川浄水場	笹川水源	〃	〃
伊豆味第 1 浄水場	村川水源	〃	〃
伊豆味第 2 浄水場	竹山水源	〃	〃

(2) 水道水の状況（過年度の水質状況については別表のとおり）

- ① 町内 5 箇所の浄水場において、水源の水質状況を踏まえて適正な浄水処理を行っています。
- ② その結果、全給水地域における水質検査結果では特に異常はなく安全な水道水を給水しています。
- ③ ただし、一部浄水場ではろ過砂の材質の影響から pH 値が高く検出されるところがあります。

4 水質検査場所

(1) 給水末端の蛇口について

- ① 水道法に基づく水質基準項目等に適した水道水を確認するため、各浄水場給水システムの末端（給水区域内の9箇所）を検査場所としています。
- ② 水道法に基づく1日1回行う毎日検査については、上記①の検査場所に加え水納島にて行います。

(2) 水源について

各浄水場の水源水質は、安全で良質な水道水に大きな影響を与えるため、各水源地の取水地点（湧水3箇所、深井戸1箇所、伏流水1箇所）を検査場所としています。

(3) 水源および浄水水質の検査場所の総括

本部町における「原水および給水末端」の水質検査場所は以下の表のとおりです。（※給水末端の水質検査場所は-図1-を参照ください。）

表 2. 原水の水質検査場所の概要

No	水源名	種類	原水の検査場所
1	竹山水源	伏流水	竹山水源取水地点
2	村川水源	湧水	村川水源取水地点
3	浦崎井戸	深井戸	浦崎井戸取水地点
4	並里水源	湧水	並里水源取水地点
5	笹川水源	湧水	笹川水源取水地点

表 3. 給水末端の水質検査場所の概要

No	浄水場名	種類	給水末端の検査場所
1	並里浄水場	普通沈殿	大嘉陽560番地住宅
2	笹川浄水場	急速濾過	本部町水道管理センター
3	本部町水道管理センター (笹川浄水場、企業局受水、井戸)	急速濾過	備瀬シャワー室
4		企業局受水 滅菌処理	大堂公民館
5	並里浄水場	普通沈殿	塩川会館
6	〃	〃	瀬底公民館
7	〃	〃	瀬底(水納島)※毎日検査のみ
8	伊豆味第1浄水場	緩速濾過	伊豆味公民館
9	伊豆味第2浄水場	緩速濾過	伊豆味緑花木生産組合
10	(名護浄水場)	企業局受水	海洋博公園

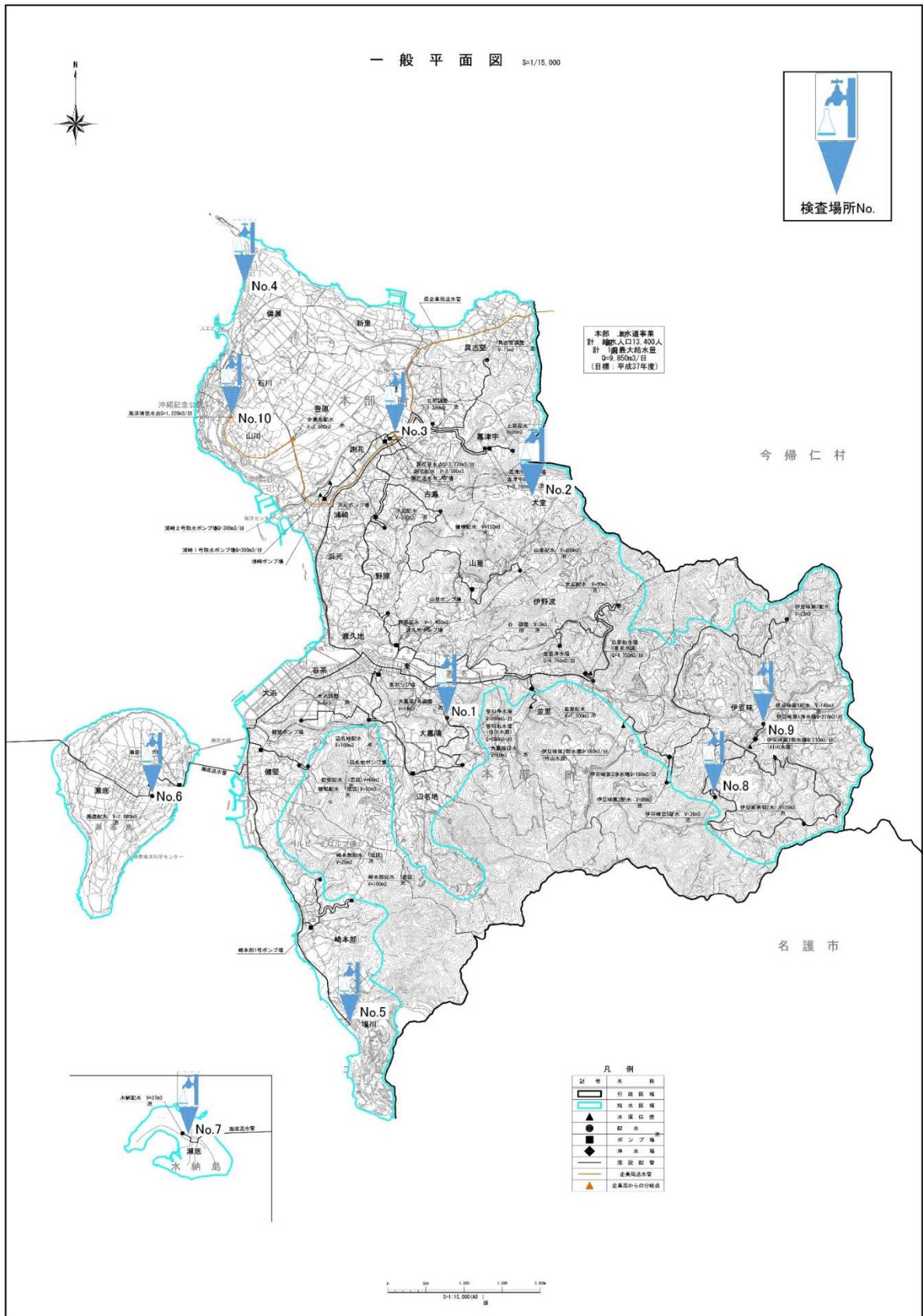


図 1 水質検査場所概略図

5 水質検査項目と検査頻度（検査頻度の詳細は別表のとおり）

(1) 給水系統末端の蛇口における水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

法令に基づく水質検査表（別表 1）において水質基準項目（52 項目）の検査を行います。また、法令に基づく水質検査（別表 2）の 4 項目について毎日検査を行います。

② 検査頻度

ア. 毎日検査

法令に基づく水質検査（別表 2）の色、濁り、異臭味、消毒の残留効果の項目については、1 日 1 回検査します。

イ. 毎月検査

法令に基づく水質検査（別表 1）の項目の中から基 1、基 2、基 39、基 40、基 47～52 までの 10 項目については毎月検査を行います。

ウ. 年 4 回検査

法令に基づく水質検査（別表 1）の項目中、従来からの基準項目である基 10、基 22～32（12 項目）は消毒剤及び消毒副生成物として、さらに基 41 については安全性及び性状確認のため年 4 回（合計 13 項目）検査します。基準項目に追加となった基 20 については年 4 回検査します。（※給水末端採水地点番号 10〔海洋博公園〕の基 35、給水末端採水地点番号 2〔本部町水道管理センター〕、3〔備瀬シャワー室〕、4〔大堂公民館〕、10〔海洋博公園〕の基 34 については、過去の検査結果が基準値の $\frac{1}{5}$ 以上 $\frac{1}{2}$ 以下もしくは安全性確認のため、次項に記す検査頻度の緩和をせずに年 4 回検査します。）

エ. 年 1 回検査

法令に基づく水質検査（別表 1）のうち、その濃度が基準値の $\frac{1}{10}$ 以下の場合には 3 年に 1 回（ $\frac{1}{5}$ 以下の場合には 1 年に 1 回）まで検査頻度を緩和できるとされていますが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに全項目（52 項目）について年 1 回検査します。

(※ 検査頻度の緩和に関する規定は、水道法施行規則第 15 条第 1 号第 3 号のハにより基 3～9、基 11～19、基 21、基 33～38、基 40～42、基 45 及び基 46 を対象としています。)

(2) 本町が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

- ① 原水水質の把握および浄水処理工程における適正な水質管理を行うために、別表 1 の中から 40 項目について年 1 回検査します。

(※ 全項目〔52 項目〕より除いた項目は、消毒副生成物の 11 項目〔基 22～32〕及び味の合計 12 項目です。)

また、性状確認のため基 20 については年 4 回・基 40 については毎月検査を行います。

- ② 別表 3 の水質管理目標設定項目(26 項目)のうち、浄水および原水の検査項目の設定については、厚生労働省健康局水道課長通知の第 3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付)を参考にして下表 4 のとおり年 1 回検査します。また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水道水の滞留状況の評価に活用するため、一般細菌と併せて年 4 回検査します。

表 4. 水質管理目標設定項目の検査項目数

水源種別	浄水項目	原水項目
湧 水	1 6	1 3
地下水	1 6	1 3
伏流水	1 6	1 3

- ③ 水質管理目標設定項目のうち農薬類の検査については、地元の農業協同組合における農薬類の販売実績・情報により地域における使用実態を把握し、これをもとに原水を対象とする農薬類検査 47 項目について水源保全及び影響把握の観点で年 1 回検査します。(別表 4 参照)

- ④ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成 19 年 4 月 1 日)に基づき、原水 5 箇所の指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査を毎月行います。また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのあ

る施設を対象として実施するクリプトスポリジウムとジアルジアの検査について、原水 5 箇所、浄水 9 箇所においても安全確認のため年 1 回検査します。

- ⑤ 原水水質の安全性及び性状確認のため、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、浸食性遊離炭酸、全窒素（T-N）、全りん（T-P）について年1回検査します。（別表5参照）

6 水質検査方法

- (1) 法令に基づく毎日検査については、維持管理受託業者が実施します。
- (2) 水質基準項目等の検査については、国土交通大臣及び環境大臣登録機関への委託検査とします。
- (3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行います。その他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行います。

7 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、給水末端の水道水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じ水源、浄水場および給水末端の蛇口などから採水して、臨時の水質検査を実施します。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- ② 異常な魚のへい死事故が発生した場合。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺にて消化器系感染症が流行した場合。
- ④ 臭気等に著しい変化が生じるなど浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ その他、特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、原則的に水質基準の全項目（52 項目）を対象に実施し、かつ給水末端の水道水の安全性が確認されるまで実施します。ただし、基 1、基 2、基 39 及び基 47～52 以外の検査項目については、その全部又はその一

部の検査が必要ないことが明らかな場合は検査を省略します。

8 水質検査の公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果については、本計画に添付し公表します。

9 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果は、水質基準等に照らし合わせ、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度の点検・見直しに反映させます。

また、より良い水質検査計画の策定に向けて、下図のようなプロセスでお客様（需要者）のご意見を計画に反映させるように努めます。

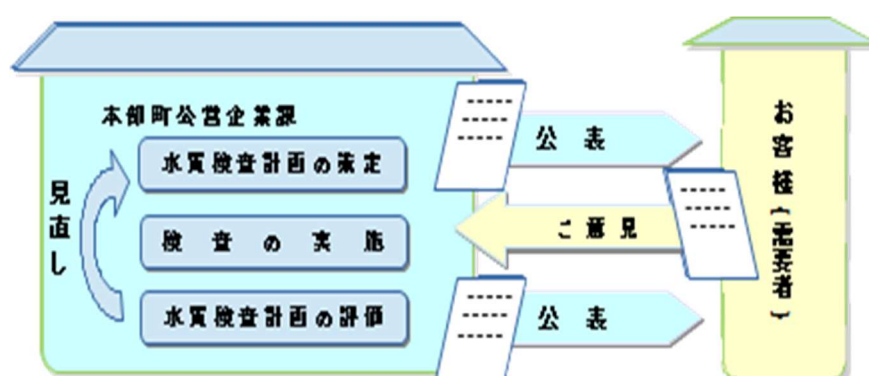


図2 水質検査計画の策定・見直しの流れ

＝問合せ先＝

本部町水道事業

担当部署：本部町上下水道課

住所：〒905-0292

沖縄県国頭郡本部町字東5番地

電話番号：0980-47-5515

FAX番号：0980-47-4939

別表 1 水質基準項目 (52 項目)

	項 目 名	水質基準値	検 査 方 法
基 1	一般細菌	100 個/mL 以下	標準寒天培地法
基 2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	フ列ムス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	還元気化-原子吸光度法
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	フ列ムス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光度法 水素化物発生-誘導結合 プラズマ発光分光分析法
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	フ列ムス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	フ列ムス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光度法 水素化物発生-誘導結合 プラズマ発光分光分析法
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	フ列ムス-原子吸光度計による一斉分析法 フ列ム-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	イオンクロマトグラフ (陰イ) による一斉分析法
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	イオンクロマトグラフ (陰イ) による一斉分析法
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	イオンクロマトグラフ (陰イ) による一斉分析法
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 固相抽出-ガス chromatography-質量分析法
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン 酸) (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	50ng/L 以下	固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法
基 21	ベンゼン	0.01mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 22	塩素酸	0.6mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法
基 23	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 液体 chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 24	クロロホルム	0.06mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 液体 chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 27	臭素酸	0.01mg/L 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法
基 28	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	基 23、基 25、基 29、基 30 の合算
基 29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 液体 chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法
基 31	ブromホルム	0.09mg/L 以下	パージ・トラップ-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガス chromatography-質量分析計による一斉分析法

基 32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法 誘導体化-高速液体クロマトグラフ法 誘導体化-液体クロマトグラフ-質量分析法
基 33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 休ムクロマトグラフ（陽イオン）による一斉分析法
基 38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 39	塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法 滴定法
基 40	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	フーリス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合 プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合 プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法 滴定法
基 41	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法
基 42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
基 43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基 44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基 45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光度法、固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
基 46	フェノール類	0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法
基 47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	全有機炭素計測定法
基 48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
基 49	味	異常でないこと	官能法
基 50	臭気	異常でないこと	官能法
基 51	色度	5 度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
基 52	濁度	2 度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法 連続自動測定機器による散乱光測定法 連続自動測定機器による透過散乱法

別表2 毎日検査項目

1. 検査場所 : 浄水場の蛇口
 2. 検査項目 : 4項目
 3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365日/年
2	濁り	異常なし	"
3	異臭味	異常なし	"
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	"

別表3 水質管理目標設定項目

	水質管理目標設定項目	目標値	地下水		備考
			原水	浄水	
目1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	○	○	
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下*	○	○	
目3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	—	○	資機材、薬品の観点から○
目4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	○	○	
目5	トルエン	0.4mg/L以下	○	○	
目6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	○	○	
目7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	塩素剤として使用していない
目8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	—	塩素剤として使用していない
目9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 *	—	○	消毒副生成物等の観点から○
目10	抱水クロラール	0.02mg/L以下 *	—	○	"
目11	農薬類	**			検査項目は別表4に示す
目12	残留塩素	1mg/L以下	—	—	毎日検査と重複する
目13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	—	—	基準項目検査と重複する
目14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	"
目15	遊離炭酸	20mg/L以下	○	○	
目16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	○	○	
目17	メチルセブチルエーテル	0.02mg/L以下	○	○	
目18	有機物(KMnO ₄ 消費量)	3mg/L以下	○	○	
目19	臭気強度(TON)	3以下	○	○	
目20	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	—	—	基準項目検査と重複する
目21	濁度	1度以下	—	—	"
目22	pH値	7.5程度	—	—	"
目23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	○	○	
目24	従属栄養細菌	2000個/mL以下*	○	○	
目25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	○	○	
目26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	—	—	基準項目検査と重複する
	検査項目合計		13	16	検査頻度 年1回 (従属栄養細菌のみ年4回)
	検査ヶ所		5	9	

* : 暫定値

** : 各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下(単位なし)

○ : 検査対象項目

— : 検査対象から除く

別表 4 農薬類の項目

	農 薬 名	用 途	目標値 mg/L	検査対象	検査頻度
農 1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05	原水5ヶ所	年1回
農 2	2, 4-D (2, 4-P A)	除草剤	0.02	"	"
農 3	E P N	殺虫剤	0.004	"	"
農 4	アシュラム	除草剤	0.9	"	"
農 5	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006	"	"
農 6	アミトラズ	殺虫剤	0.006	"	"
農 7	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	"	"
農 8	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006	"	"
農 9	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08	"	"
農 10	オキシシン銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	"	"
農 11	カルタップ	殺虫剤	0.08	"	"
農 12	カルバリル (N A C)	殺虫剤	0.02	"	"
農 13	キャプタン	殺菌剤	0.3	"	"
農 14	グリホサート	除草剤	2	"	"
農 15	グルホシネート	除草剤	0.02	"	"
農 16	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	"	"
農 17	クロロタロニル (T P N)	殺虫剤、殺菌剤	0.05	"	"
農 18	ジウロン (D C M U)	除草剤	0.02	"	"
農 19	ジクワット	除草剤	0.01	"	"
農 20	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	"	"
農 21	ジチオカルバート系農薬	殺菌剤	0.005	"	"
農 22	ジメトエート	殺虫剤	0.05	"	"
農 23	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003	"	"
農 24	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソシオネート	殺虫剤、殺菌剤	0.01	"	"
農 25	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	"	"
農 26	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3	"	"
農 27	パラコート	除草剤	0.01	"	"
農 28	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005	"	"
農 29	フェントロチオン (M E P)	殺虫剤、殺菌剤	0.01	"	"
農 30	フェノ プカルブ (B P M C)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	"	"
農 31	フェンチオン (M P P)	殺虫剤	0.006	"	"
農 32	フェントエート (P A P)	殺虫剤、殺菌剤	0.007	"	"
農 33	ブプロフェジン	殺虫剤	0.02	"	"
農 34	フルアジナム	殺菌剤	0.03	"	"
農 35	プロシミドン	殺菌剤	0.09	"	"
農 36	プロチオホス	殺虫剤	0.007	"	"
農 37	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	"	"
農 38	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03	"	"
農 39	ベノミル	殺菌剤	0.02	"	"
農 40	ベンディメタリン	除草剤	0.3	"	"
農 41	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02	"	"
農 42	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	"	"
農 43	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.7	"	"
農 44	メソミル	殺虫剤	0.03	"	"
農 45	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2	"	"
農 46	メチダチオン (D M T P)	殺虫剤	0.004	"	"
農 47	メトリブジン	除草剤	0.03	"	"

別表5 その他必要な検査項目

	検査項目	原水	浄水	検査頻度	検査場所
1	一般細菌	○		年3回	原水5ヶ所
2	大腸菌	○		年11回	〃
3	従属栄養細菌	○		年3回	〃
4	嫌気性芽胞菌	○		年12回	〃
5	クリプトスポリジウム、ジアルジア	○		年4回	〃
6	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○		年1回	〃
7	化学的酸素要求量 (COD)	○		〃	〃
8	浮遊物質量 (SS)	○		〃	〃
9	全窒素 (T-N)	○		〃	〃
10	全りん (T-P)	○		〃	〃
11	侵食性遊離炭酸	○		〃	〃
12	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○		年3回	〃
13	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○		年11回	〃

別表 i 水質検査結果一覧

本部町 大嘉陽560番地住宅

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過 去 最大値	基準値との比較						判定
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基 1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○ □						適合
基 2	大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.003	○ □						適合
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基 5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基 6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.00005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基 8	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.001	<0.004	<0.004	○ □						適合
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.52	1.49	1.17	1.41	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	1.3	1.52		○ □					適合
基 12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○ □						適合
基 13	ホウ素及びその化合物	1	0.016	0.012	0.017	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.018	<0.1	<0.1	○ □						適合
基 14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基 15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○ □						適合
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○ □						適合
基 17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						適合
基 18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						適合
基 19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						適合
基 20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						適合
基 21	塩素酸	0.6	0.12	0.11	0.07	0.08	0.37	0.22	0.10	0.12	0.11	0.12	0.12	0.37		○			□		適合
基 22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基 23	クロロホルム	0.06	0.0005	0.0004	0.0005	0.0004	<0.001	<0.001	<0.006	<0.006	<0.006	0.0006	0.0006	0.0006		○ □					適合
基 24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○ □						適合
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0005	0.0019	0.0015	0.0005	0.001	0.001	<0.01	<0.01	<0.01	0.0009	<0.01	0.019		○		□			適合
基 26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001		○ □					適合
基 27	総トリハロメタン	0.1	0.002	0.007	0.005	0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.004	<0.01	<0.01	○ □						適合
基 28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○ □			□			適合
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0002	0.0005	0.0004	0.0002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	0.0003	0.0003	0.0003	○ □						適合
基 30	ブロモホルム	0.09	0.0007	0.0041	0.0023	0.0007	0.003	0.003	<0.009	<0.009	<0.009	0.0019	<0.009	<0.009	○ □						適合
基 31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.008	0.012	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.012	○		□				適合
基 32	亜鉛及びその化合物	1	0.004	<0.002	<0.001	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.001	<0.05	<0.05	○ □						適合
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	○ □						適合
基 34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○		□				適合
基 35	銅及びその化合物	1	0.003	0.002	0.002	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.001	<0.05	<0.05	○ □						適合
基 36	ナトリウム及びその化合物	200	18.0	16.2	18.1	17.6	16.3	15.6	16.1	15.4	16.1	16.3	16.3	18.1	○ □						適合
基 37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	○ □						適合
基 38	塩化物イオン	200	25.5	27.9	29.6	36.4	25.3	24.6	24.2	24.9	24.1	23.7	24.9	36.4		○ □					適合
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	184	183	184	184	185	185	185	190	184	176	190	190				○ □			適合
基 40	蒸発残留物	500	264	283	262	262	257	256	252	251	251	257	257	283				○ □			適合
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基 42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基 44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005			○ □				適合
基 45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基 46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	○ □						適合
基 47	pH値	5.8～8.6	7.8	8.0	8.0	8.2	8.1	7.9	7.9	7.9	7.9	8.0	8.0	8.2							適合
基 48	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)							適合
基 49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0						適合
基 50	色度	5	<0.5	<0.5	1.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	<0.5	<0.5	1.1	1.5			○ □				適合
基 51	濁度	2	<0.1	0.5	0.3	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.3	<0.1	<0.1	0.3	0.5		○		□			適合
毎 1	色																				
毎 2	濁り																				
毎 3	消毒の残留塩素																				

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基 4 4 の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基 4 8、基 4 9 の () 及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本部町 大堂公民館

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	□					適合
基2	大腸菌	不検出		—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0001	<0.0003	○	□					適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005		<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□					適合
基5	セレン及びその化合物	0.01		<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基6	鉛及びその化合物	0.01		0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	○		□				適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01		<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基8	六価クロム化合物	0.05		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□					適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		1.40	1.77	1.70	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.24	1.4	1.77		○	□				適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8		<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○	□					適合
基13	ホウ素及びその化合物	1		0.017	0.020	0.017	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.019	<0.1	<0.1	○	□					適合
基14	四塩化炭素	0.002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○	□					適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○	□					適合
基17	ジクロロメタン	0.02		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基19	トリクロロエチレン	0.01		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基20	ベンゼン	0.01		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基21	塩素酸	0.6		0.13	0.09	0.10	0.31	0.21	0.12	0.14	0.12	0.12	0.14	0.31			○		□		適合
基22	クロロ酢酸	0.02		<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基23	クロロホルム	0.06		0.0011	0.001	0.0014	0.001	0.002	<0.006	<0.006	<0.006	0.0017	<0.006	<0.006	○	□					適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03		<0.002	<0.002	<0.002	0.001	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1		0.0099	0.0114	0.0113	0.009	0.012	<0.01	0.010	<0.01	0.0132	0.0132	0.0132	○	□					適合
基26	臭素酸	0.01		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1		0.023	0.026	0.027	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.031	0.031	0.031			○	□			適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03		<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03		0.0039	0.0040	0.0047	0.004	0.007	0.003	0.006	0.004	0.0049	0.006	0.007	○	□					適合
基30	ブロモホルム	0.09		0.0079	0.0096	0.0098	0.010	0.009	<0.009	0.009	<0.009	0.0112	0.0112	0.0112		○	□				適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08		<0.008	<0.008	<0.008	0.002	0.002	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○	□					適合
基32	亜鉛及びその化合物	1		0.003	0.003	0.005	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.001	<0.05	<0.05	○	□					適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2		0.028	0.040	0.031	<0.02	0.043	0.028	0.031	0.045	<0.02	0.045	0.045			○	□			適合
基34	鉄及びその化合物	0.3		<0.01	<0.01	0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○	□					適合
基35	銅及びその化合物	1		0.003	0.003	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.002	<0.05	<0.05	○	□					適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200		19.4	21.5	21.4	19.2	18.1	18.2	17.0	18.0	18.5	18.5	21.5	○		□				適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05		<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	○	□					適合
基38	塩化物イオン	200		32.5	38.8	37.4	31.5	30.4	28.3	29.9	28.9	28.2	29.9	38.8		○	□				適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300		179	197	193	196	195	199	196	196	184	196	197				○	□		適合
基40	蒸発残留物	500		268	273	266	274	267	271	253	256	269	256	274				○	□		適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□					適合
基42	ジェオスミン	0.00001		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02		<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005			○	□			適合
基45	フェノール類	0.005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3		0.4	0.5	0.3	0.4	0.4	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.5	0.5		○	□				適合
基47	pH値	5.8～8.6		8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3							適合
基48	味	異常でない		異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基49	臭気	異常でない		異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基50	色度	5		1.8	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.8	○			□			適合
基51	濁度	2		0.6	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.6	○			□			適合
毎1	色																				
毎2	濁り																				
毎3	消毒の残留塩素																				

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本都町 水道管理センター

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	□					適合
基2	大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○	□					適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□					適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.42	1.21	1.29	1.33	1.2	1.3	1.0	1.1	1.1	1.01	1.1	1.42		○	□				適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○	□					適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.017	0.014	0.016	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.017	<0.1	○	□					適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○	□					適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○	□					適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基21	塩素酸	0.6	0.09	0.11	0.08	0.10	0.28	0.26	0.30	0.13	0.16	0.12	0.16	0.30			○	□			適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	0.0019	0.0019	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0003	0.0003	0.0002	0.0003	<0.001	<0.001	<0.006	<0.006	<0.006	0.0003	<0.006	<0.006	○	□					適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0031	0.0029	0.0006	0.0005	0.003	0.001	<0.01	<0.01	<0.01	0.0041	<0.01	<0.01	○	□					適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.010	0.015	0.002	0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.015			□				適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0007	0.0007	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	0.001	<0.003	<0.003	○	□					適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.0060	0.0109	0.0011	0.0010	0.004	0.002	<0.009	0.009	<0.009	0.0036	0.0090	0.0109	○		□				適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.003	0.002	0.008	0.008	<0.008	<0.008	0.008	0.008	○	□					適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.003	<0.002	<0.001	0.005	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	<0.05	<0.05	○	□					適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.038	0.047	0.077	0.014	<0.02	<0.02	<0.02	0.03	0.03	0.036	0.045	0.099			○	□			適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○	□					適合
基35	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	<0.001	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.001	<0.05	<0.05	○	□					適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	37.7	15.6	17.9	17.8	15.6	15.4	14.8	15.4	15.4	14.8	15.4	37.7		○	□				適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	○	□					適合
基38	塩化物イオン	200	26.9	29.4	31.3	30.9	33.1	25.4	23.8	25.3	25.4	23.8	25.4	33.1		○	□				適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	170	168	167	165	168	179	166	176	168	160	176	179				○	□		適合
基40	蒸発残留物	500	249	245	230	228	236	234	225	225	233	227	233	249			○	□			適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□					適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005			○	□			適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	1.2	0.5	<0.3	<0.3	0.5	1.2		○		□			適合
基47	pH値	5.8～8.6	8.2	8.5	8.1	8.3	8.1	8.0	7.9	8.2	8.0	7.9	8.2	8.5							適合
基48	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	1.1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	○			□			適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○	□					適合
毎1	色																				
毎2	濁り																				
毎3	消毒の残留塩素																				

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本部町 伊豆味緑花木生産組合

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100	22	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	22	○			□			不適合
基2	大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.00005	<0.00005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○ □						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.55	0.63	0.64	0.66	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.49	0.50	0.66	○ □						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○ □						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.013	0.009	0.014	0.013	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.016	<0.1	<0.1	○ □						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○ □						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○ □						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						適合
基21	塩素酸	0.6	0.21	0.15	0.11	0.20	0.30	0.29	0.18	0.24	0.25	0.15	0.25	0.3			○ □				適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0007	0.0009	0.0008	0.0005	0.003	0.001	<0.006	<0.006	<0.006	0.0021	<0.006	<0.006	○ □						適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○ □						適合
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.0105	0.0127	0.0126	0.0096	0.013	0.012	0.01	<0.01	0.01	0.0154	0.0154	0.0154		○ □					適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.025	0.026	0.029	0.022	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03	0.032	0.032	0.032			○ □				適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○ □						適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0031	0.0047	0.0041	0.0033	0.008	0.005	0.003	<0.003	0.007	0.0066	0.007	0.008			○ □				適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.0105	0.0079	0.0115	0.0088	0.010	0.009	0.010	0.010	0.012	0.0096	0.012	0.012		○ □					適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.002	0.001	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○ □						適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.023	0.018	0.012	0.026	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.016	<0.05	<0.05	○ □						適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	0.015	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	○ □						適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○ □						適合
基35	銅及びその化合物	1	<0.002	0.002	0.002	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.002	<0.05	<0.05	○ □						適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	17.2	14.0	16.2	14.9	12.2	15.1	14.4	13.0	11.7	14.3	14.3	17.2	○ □						適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.0050	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基38	塩化物イオン	200	23.9	24.2	30.5	30.0	23.0	21.7	20.0	22.0	20.4	18.7	22.0	30.5		○ □					適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	166	171	156	156	164	168	148	170	157	147	170	171				○ □			適合
基40	蒸発残留物	500	234	244	220	212	207	203	211	233	218	221	233	244			○ □				適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005			○ □				適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	<0.3	0.4	0.4		○ □					適合
基47	pH値	5.8～8.6	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3	8.3	8.2	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3							適合
基48	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	○		□				適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.2	0.2	○ □						適合
毎1	色																				
毎2	濁り																				
毎3	消毒の残留塩素																				

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本部町 伊豆味公民館

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	□					適合
基2	大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○	□					適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□					適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□					適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.004	0.004			○	□			適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.62	1.81	1.92	1.78	1.3	1.6	1.3	1.5	1.0	0.94	1.50	1.92		○	□				適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○	□					適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.014	0.011	0.013	0.012	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.017	0.017	0.017		○	□				適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	○	□					適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○	□					適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基21	塩素酸	0.6	0.21	0.19	0.12	0.17	0.40	0.37	0.22	0.30	0.26	0.20	0.3	0.4			○	□			適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基23	クロロホルム	0.06	<0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.006	<0.006	<0.006	0.0006	<0.006	<0.006	○	□					適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0021	0.0047	0.0040	0.0045	0.006	0.008	<0.01	<0.01	<0.01	0.0084	0.0084	0.0084	○	□					適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	○			□			適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.006	0.011	0.010	0.010	0.01	0.02	0.01	<0.01	<0.01	0.016	0.016	0.016		○	□				適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0005	0.0015	0.0009	0.0011	0.002	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.003	0.003	○	□					適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.0028	0.0043	0.0048	0.0042	0.004	0.01	<0.009	<0.009	<0.009	0.0054	<0.009	<0.009	○	□					適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.007	0.001	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○	□					適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.004	0.002	0.002	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	<0.05	<0.05	○	□					適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	○	□					適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○	□					適合
基35	銅及びその化合物	1	0.003	0.002	0.003	0.004	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.001	<0.5	<0.5	○	□					適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	19.7	14.5	18	18.7	15.1	15.4	14.6	16.2	15.2	14.8	16.2	19.7	○	□					適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基38	塩化物イオン	200	28.2	26.9	31.6	31.2	24.7	25.1	23.1	25.2	23.9	22.8	25.2	31.6		○	□				適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	218	229	222	226	227	226	229	232	223	206	232	229					○	□	適合
基40	蒸発残留物	500	297	302	305	316	297	285	307	297	293	290	297	316			○	□			適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□					適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005			○	□			適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	<0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	<0.3	<0.3	0.4	0.4	0.5		○	□				適合
基47	pH値	5.8～8.6	7.9	8	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	8.0	8.0	8.0	8							適合
基48	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○	□					適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○	□					適合
毎1	色																				
毎2	濁り																				
毎3	消毒の残留塩素																				

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本部町 国営沖縄記念公園

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	□					適合
基2	大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○	□					適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□					適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	○	□					適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□					適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.15	0.18	0.10	0.10	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	0.20	0.20	0.20	○	□					適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○	□					適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.016	0.013	0.020	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.019	0.019	0.020	○	□					適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	○	□					適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.0004	○	□					適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基21	塩素酸	0.6	0.10	0.13	0.10	0.10	0.12	0.12	0.10	0.10	0.11	0.09	0.11	0.13		○		□			適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	0.0019	0.0019	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0036	0.0070	0.0028	0.0076	0.019	0.015	0.015	0.009	0.010	0.0161	0.0161	0.0161			○	□			適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	0.006	0.002	0.004	0.007	0.004	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.007		○		□			適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0164	0.0122	0.0152	0.0167	0.020	0.017	0.02	0.02	0.02	0.0202	0.0202	0.0202			○	□			適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.035	0.032	0.033	0.040	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.06			○		□		適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	0.004	<0.002	0.003	0.005	0.005	0.004	<0.003	0.004	0.008	0.008	0.008			○	□			適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0091	0.0109	0.0083	0.0131	0.020	0.018	0.017	0.016	0.0130	0.0178	0.0178	0.0178				○	□		適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.0073	0.0052	0.0077	0.0048	0.007	0.005	<0.009	<0.009	<0.009	0.0047	<0.009	<0.009	○	□					適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.010	0.004	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○	□					適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.011	0.012	0.015	0.008	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.003	<0.05	<0.05	○	□					適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.052	0.058	0.062	0.079	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.058	0.058	0.079			○	□			適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.022	0.098	0.038	0.028	0.06	0.12	0.08	0.03	0.03	0.022	0.03	0.12	○			□			適合
基35	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	0.003	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	0.05	0.05	○	□					適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	19.6	15.5	18.5	17.0	16.0	15.5	15.0	14.8	15.8	15.3	15.8	19.6	○	□					適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	0.001	○	□					適合
基38	塩化物イオン	200	31.4	31.5	35.9	34.4	29.0	27.0	24.8	28.5	24.2	22.6	28.5	35.9		○	□				適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	57.0	58.5	60.6	59.0	61	48	44	50	42	64.4	64.4	64.4			○	□			適合
基40	蒸発残留物	500	129	132	125	124	142	82	99	110	104	100	110	142			○	□			適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□					適合
基42	ジェオスミン	0.00001	0.000002	0.000002	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	○	□					適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005			○	□			適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7	0.8	0.8	0.8	1.2	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	1.2			○	□			適合
基47	pH値	5.8～8.6	7.8	8.0	8.0	8.0	8.2	8.1	8.2	8.1	8.2	7.8	8.2	8.2							適合
基48	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基50	色度	5	2.0	3.5	0.7	1.4	1.5	1.8	2.0	0.9	1.1	<0.5	1.1	3.5			○		□		適合
基51	濁度	2	0.3	0.6	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.6		○		□			適合
毎1	色																				
毎2	濁り																				
毎3	消毒の残留塩素																				

備考

①過去3年間は令和5年度から令和7年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本部町 備瀬サマ室

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	□					適合
基2	大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○	□					適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□					適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	○	□					適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□					適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.43	1.38	1.29	1.58	1.1	1.6	1.5	1.4	1.4	1.07	1.4	1.58		○	□				適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○	□					適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.016	0.012	0.018	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.019	<0.1	<0.1	○	□					適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○	□					適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○	□					適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基21	塩素酸	0.6	0.11	0.13	0.10	0.08	0.37	0.26	0.13	0.10	0.12	0.12	0.12	0.37		○		□			適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0015	0.0021	0.0012	0.0022	0.002	0.004	<0.006	<0.006	<0.006	0.0022	<0.006	<0.006	○	□					適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.001	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0105	0.0069	0.0076	0.0072	0.007	0.011	<0.01	0.01	<0.01	0.0102	0.0102	0.0105		○	□				適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.021	0.019	0.016	0.018	0.02	0.03	0.02	0.03	0.01	0.023	0.03	0.03			○	□			適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0046	0.0047	0.0037	0.0045	0.004	0.008	0.003	0.007	0.003	0.0048	0.0048	0.0048		○	□				適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.0048	0.0050	0.0039	0.0043	0.005	0.006	<0.009	0.009	<0.009	0.0064	0.009	0.009	○	□					適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.001	0.002	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○	□					適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.002	0.002	0.001	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.002	<0.05	<0.05	○	□					適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.034	0.035	0.038	0.032	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.031	0.031	0.038		○	□				適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○	□					適合
基35	銅及びその化合物	1	0.002	0.003	0.003	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.004	<0.05	<0.05	○	□					適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	18.9	18.7	20.9	20.9	17.6	17.5	17.8	17.0	18.2	17.3	18.2	20.9	○		□				適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	○	□					適合
基38	塩化物イオン	200	32.4	33.1	39.4	36.9	31.9	30.0	29.4	30.5	28.8	27.9	30.5	39.4		○	□				適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	185	192	195	193	206	202	202	199	204	184	204	206				○	□		適合
基40	蒸発残留物	500	264	284	280	265	258	264	274	264	263	278	278	284				○	□		適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□					適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○	□			適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	0.5	0.5	0.5	<0.3	<0.3	0.4	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.5	0.5		○	□				適合
基47	pH値	5.8～8.6	7.8	7.7	7.7	7.7	7.8	7.8	7.7	7.8	7.6	7.8	7.8	7.8							適合
基48	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○	□					適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○	□					適合
毎1	色																				
毎2	濁り																				
毎3	消毒の残留塩素																				

備考

- ①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のこと、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成28年度から令和7年度のこと、基準値との比較は□印で示す。
- ③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。
- ④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本部町 塩川会館

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	○	□					適合
基2	大腸菌	不検出		—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○	□					適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基5	セレン及びその化合物	0.01		<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基6	鉛及びその化合物	0.01		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	○			□			適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01		<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基8	六価クロム化合物	0.05		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□					適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.66	1.60	1.53	1.5	1.6	1.4	1.2	1.2	1.10	1.10	1.2	1.66		○	□				適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8		<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○	□					適合
基13	ホウ素及びその化合物	1		0.017	0.019	0.017	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.020	<0.1	<0.1	○	□					適合
基14	四塩化炭素	0.002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○	□					適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○	□					適合
基17	ジクロロメタン	0.02		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基19	トリクロロエチレン	0.01		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基20	ベンゼン	0.01		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基21	塩素酸	0.6		0.11	0.08	0.07	0.39	0.27	0.12	0.11	0.12	0.08	0.12	0.39		○		□			適合
基22	クロロ酢酸	0.02		<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基23	クロロホルム	0.06		0.0009	0.0012	0.0016	<0.001	0.004	<0.006	<0.006	<0.006	0.0014	<0.006	<0.006	○	□					適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03		<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1		0.0048	0.0074	0.0058	0.002	0.010	<0.01	<0.01	<0.01	0.0062	<0.01	0.01	○	□					適合
基26	臭素酸	0.01		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1		0.012	0.017	0.015	<0.01	0.03	0.02	0.02	<0.01	0.015	0.02	0.03		○		□			適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03		<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03		0.0023	0.0037	0.0037	<0.001	0.008	0.004	0.004	<0.003	0.0029	0.004	0.008		○		□			適合
基30	ブロモホルム	0.09		0.0041	0.0042	0.0042	0.002	0.010	<0.009	<0.009	<0.009	0.0044	<0.009	0.01	○		□				適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08		<0.008	<0.008	<0.008	0.002	<0.001	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○	□					適合
基32	亜鉛及びその化合物	1		0.003	0.004	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.001	<0.005	<0.005	○	□					適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2		0.018	0.036	0.019	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.018	<0.02	0.036				□			適合
基34	鉄及びその化合物	0.3		<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○	□					適合
基35	銅及びその化合物	1		0.012	0.015	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.003	<0.05	<0.05	○	□					適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200		18.1	20.3	20.3	18.2	17.9	17.7	16.1	16.8	17.3	17.3	20.3	○		□				適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05		<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	○	□					適合
基38	塩化物イオン	200		32.7	36.2	35.6	27.7	30.1	28.3	26.4	27.3	26.1	27.3	36.2		○	□				適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300		190	186	188	191	206	192	200	194	180	200	206					○	□	適合
基40	蒸発残留物	500		283	258	250	256	259	267	251	257	265	265	283					○	□	適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□					適合
基42	ジェオスミン	0.00001		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005				○	□		適合
基45	フェノール類	0.005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3		0.5	0.5	<0.3	<0.3	0.4	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3	0.5	○			□			適合
基47	pH値	5.8～8.6		7.7	7.7	7.7	7.9	7.8	7.8	7.9	7.6	7.8	7.9	7.9							適合
基48	味	異常でない		異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基49	臭気	異常でない		異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基50	色度	5		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	○		□				適合
基51	濁度	2		0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	○	□					適合
毎1色																					
毎2濁り																					
毎3消毒の残留塩素																					

備考

- ①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のこと、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成28年度から令和7年度のこと、基準値との比較は□印で示す。
- ③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。
- ④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 ⅰ 水質検査結果一覧

本部町 瀬底公民館

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基 1	一般細菌	100	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	○	□					適合
基 2	大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○	□					適合
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□					適合
基 5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□					適合
基 6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基 8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	○	□					適合
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□					適合
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.75	1.31	1.38	1.51	1.3	1.5	1.5	1.3	1.3	1.09	1.3	1.75		○	□				適合
基 12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○	□					適合
基 13	ホウ素及びその化合物	1	0.017	0.013	0.018	0.016	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.018	0.018	0.018	○	□					適合
基 14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□					適合
基 15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○	□					適合
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0004	<0.005	<0.005	○	□					適合
基 17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基 18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基 19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基 20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□					適合
基 21	塩素酸	0.6	0.10	0.13	0.08	0.09	0.38	0.23	0.11	0.11	0.11	0.09	0.11	0.38		○		□			適合
基 22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基 23	クロロホルム	0.06	0.0016	0.0013	0.0014	0.0011	0.001	0.003	<0.006	<0.006	<0.006	0.0012	<0.006	<0.006	○	□					適合
基 24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.003	<0.003	○	□					適合
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0114	0.0082	0.0102	0.0053	0.004	0.009	<0.01	0.010	<0.01	0.0048	0.010	0.0114	○		□				適合
基 26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基 27	総トリハロメタン	0.1	0.025	0.019	0.022	0.014	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.012	0.02	0.025		○		□			適合
基 28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.004	<0.004	○	□					適合
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0055	0.0039	0.0045	0.0028	0.002	0.006	0.003	0.006	<0.003	0.0022	0.006	0.006		○	□				適合
基 30	ブロモホルム	0.09	0.0060	0.0052	0.0061	0.0048	0.004	0.005	<0.009	<0.009	<0.009	0.0035	<0.009	<0.009	○	□					適合
基 31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.002	0.003	<0.008	<0.008	0.009	<0.008	0.009	0.009		○	□				適合
基 32	亜鉛及びその化合物	1	0.027	0.022	0.003	0.017	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.004	<0.05	<0.05	○	□					適合
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.028	0.017	0.033	0.018	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.033	0.033	○		□				適合
基 34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○	□					適合
基 35	銅及びその化合物	1	0.003	0.003	0.001	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.002	<0.05	<0.05	○	□					適合
基 36	ナトリウム及びその化合物	200	28.8	15.6	20.4	19.4	14.4	18.4	18.4	15.8	17.3	17.2	17.3	28.8	○		□				適合
基 37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基 38	塩化物イオン	200	30.1	32.1	36.3	34.2	28.2	29.7	28.0	28.4	27.0	26.4	28.4	36.3		○	□				適合
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	179	184	184	190	185	204	195	198	196	180	198	204					○	□	適合
基 40	蒸発残留物	500	260	265	255	262	259	258	264	252	256	263	263	265					○	□	適合
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□					適合
基 42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基 44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005				○	□		適合
基 45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.4	0.4	0.5	0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.4	<0.3	<0.3	0.4	0.5		○	□				適合
基 47	pH値	5.8～8.6	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	7.8	7.8	7.8	7.6	7.8	7.8	7.9							適合
基 48	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基 49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基 50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○	□					適合
基 51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○	□					不適合
毎 1	色																				
毎 2	濁り																				
毎 3	消毒の残留塩素																				

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基 4 4 の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基 4 8、基 4 9 の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本郡町 竹山水源

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較					1以上	
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上		
基1	一般細菌	100	1800	960	1200	1200	180	380	360	290	340	190	290	1800							○ □
基2	大腸菌	不検出	+	—	+	+	+	+	+	+	+	+									
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○ □						
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						
基8	六価クロム化合物	0.05	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.0009	0.002	0.002	○ □						
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.43	0.75	0.78	0.95	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.63	0.63	1.43	○		□				
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○ □						
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.017	0.011	0.014	0.014	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.016	0.016	0.017	○ □						
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○ □						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○ □						
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □						
基21	塩素酸	0.6																			
基22	クロロ酢酸	0.02																			
基23	クロロホルム	0.06																			
基24	ジクロロ酢酸	0.03																			
基25	ジブロモクロロメタン	0.1																			
基26	臭素酸	0.01																			
基27	総トリハロメタン	0.1																			
基28	トリクロロ酢酸	0.03																			
基29	ブロモジクロロメタン	0.03																			
基30	プロモホルム	0.09																			
基31	ホルムアルデヒド	0.08																			
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.011	0.002	0.001	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	<0.05	<0.05	○ □						
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.021	0.023	0.027	0.028	0.06	0.03	0.07	0.04	0.03	0.041	0.041	0.07				○ □			
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.034	0.024	0.040	0.030	0.06	<0.03	<0.03	0.04	0.04	0.029	0.04	0.06			○ □				
基35	銅及びその化合物	1	0.005	0.004	0.002	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.002	<0.05	<0.05	○ □						
基36	ナトリウム及びその化合物	200	15.5	13.1	16.3	16.0	12.3	14.1	11.6	15.0	13.6	13.1	15.0	16.3	○ □						
基37	マンガン及びその化合物	0.05	0.0017	0.0017	0.002	0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.001	<0.005	<0.005	○ □						
基38	塩化物イオン	200	23.7	21.5	25.2	27.0	18.6	20.0	15.8	20.1	18.2	16.2	20.1	27.0			○ □				
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	156	144	162	140	138	160	138	190	179	159	190	190					○ □		
基40	蒸発残留物	500	299	211	234	208	212	209	191	226	204	208	226	299				○		□	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						
基43	2-メチルシソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	○ □						
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						
基46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3	<0.3	0.3	0.3	○ □						
基47	pH値	5.8～8.6	7.9	7.9	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	7.9	7.9	8.1	8.1	8.1							
基48	味	異常でない																			
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							
基50	色度	5	1.8	5.3	2.9	3.5	4.8	4.0	6.0	3.9	3.5	2.6	3.9	6.0						○	□
基51	濁度	2	0.6	2.7	1.2	1.6	1.2	1.0	1.4	1.1	0.9	1.3	1.1	2.7					○		□
毎1	色																				
毎2	濁り																				
毎3	消毒の残留塩素																				
	有機物等（過マンガン酸カルシウム消費量）	10																			
	侵食性遊離炭素																				
	嫌気性芽胞菌																				

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本郡町 村川水源

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較					
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上
基1	一般細菌	100	6800	230	610	880	430	140	360	410	210	220	410	6800						○ □
基2	大腸菌	不検出	+	—	+	+	+	+	+	+	+	+								
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○ □					
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □					
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.001	○ □					
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.01	1.6	2.12	2.05	1.5	1.8	1.3	1.6	1.0	1.12	1.6	2.12		○		□		
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○ □					
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.015	0.011	0.012	0.014	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.015	<0.1	0.015	○		□			
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○ □					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○ □					
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基21	塩素酸	0.6																		
基22	クロロ酢酸	0.02																		
基23	クロロホルム	0.06																		
基24	ジクロロ酢酸	0.03																		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基26	臭素酸	0.01																		
基27	総トリハロメタン	0.1																		
基28	トリクロロ酢酸	0.03																		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基30	ブロモホルム	0.09																		
基31	ホルムアルデヒド	0.08																		
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.004	<0.002	0.004	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	<0.05	<0.05	○ □					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.021	0.017	<0.01	0.022	0.07	0.02	0.04	<0.02	0.03	0.026	0.03	0.03		○ □				
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.016	0.011	<0.01	0.015	0.06	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.012	<0.03	0.06	○		□			
基35	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	<0.05	<0.05	○ □					
基36	ナトリウム及びその化合物	200	17.3	14.7	17.0	18.0	15.3	15.4	14.6	15.1	15.3	15.4	15.4	18.0	○ □					
基37	マンガン及びその化合物	0.05	0.0011	0.001	<0.001	0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	○ □					
基38	塩化物イオン	200	26.1	23.9	27.2	27.9	21.9	23.2	20.8	21.0	20.1	20.2	21	27.9		○ □				
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	195	196	217	185	182	195	190	209	205	190	201	215				○		□
基40	蒸発残留物	500	252	269	288	266	272	269	253	287	270	279	281	281				○ □		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基43	2-メチルインボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	○ □					
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					
基46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	0.3	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3	0.5	○		□			
基47	pH値	5.8～8.6	7.3	7.3	7.4	7.6	7.7	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.5	7.7						
基48	味	異常でない																		
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0						
基50	色度	5	1.4	1.5	1.5	1.8	4.7	1.7	2.7	1.4	2.1	1.0	2.1	4.7			○			□
基51	濁度	2	0.4	0.7	0.7	0.8	0.9	0.5	0.7	0.3	0.6	0.5	0.6	0.9			○ □			
毎1	色																			
毎2	濁り																			
毎3	消毒の残留塩素																			
	有機物等（過マンガン酸カルシウム消費量）	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本郡町 浦崎（原水）

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較					1以上
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	
基1	一般細菌	100	46	270	170	360	17	410	0	120	58	0	120	410						○ □
基2	大腸菌	不検出	+	—	+	+	+	+	—	—	—	+								
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0001	<0.001	○ □					
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □					
基5	セレン及びその化合物	0.01	0.0006	0.0006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	○ □					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	○ □					
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.72	2.33	2.99	2.26	1.9	1.8	3.1	3.1	1.3	2.41	3.1	3.1			○ □			
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.06	0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○ □					
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.021	0.023	0.029	0.025	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.019	<0.1	<0.1	○ □					
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○ □					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○ □					
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基21	塩素酸	0.6																		
基22	クロロ酢酸	0.02																		
基23	クロロホルム	0.06																		
基24	ジクロロ酢酸	0.03																		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基26	臭素酸	0.01																		
基27	総トリハロメタン	0.1																		
基28	トリクロロ酢酸	0.03																		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基30	プロモホルム	0.09																		
基31	ホルムアルデヒド	0.08																		
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.004	<0.002	0.001	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.005	<0.05	<0.05	○ □					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.011	<0.02	<0.02	○ □					
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.014	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○ □					
基35	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	<0.05	<0.05	○ □					
基36	ナトリウム及びその化合物	200	33.8	32.1	47.2	37.4	31.3	28.7	23.8	22.4	23.7	22.4	23.7	47.2		○		□		
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	○ □					
基38	塩化物イオン	200	49.8	62.1	58.2	66.5	61.8	49.2	39.4	39.2	30.9	35.1	39.2	66.5		○		□		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	262	286	288	277	269	273	304	315	304	290	315	315						○ □
基40	蒸発残留物	500	437	435	483	414	412	382	413	418	314	394	418	483					○ □	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基43	2-メチルインソルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	○ □					
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					
基46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.8	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.8	○			□		
基47	pH値	5.8～8.6	7.2	7.1	7.2	7.4	7.3	7.2	7.1	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4						
基48	味	異常でない																		
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0						
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○ □					
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □					
毎1	色																			
毎2	濁り																			
毎3	消毒の残留塩素																			
	有機物等（過マンガン酸カルシウム消費量）	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本郡町 並里水源

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較					
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上
基1	一般細菌	100	10	37	92	4	21	0	0	0	0	18	18	92		○				□
基2	大腸菌	不検出	+	—	+	—	+	+	—	+	—	+								
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0001	<0.001	○	□				
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□				
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□				
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□				
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□				
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	○	□				
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□				
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□				
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.46	1.29	1.14	1.53	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.11	1.2	1.53		○	□			
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○	□				
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.016	0.015	0.018	0.017	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.018	<0.1	<0.1	○	□				
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□				
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○	□				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○	□				
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□				
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□				
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□				
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○	□				
基21	塩素酸	0.6																		
基22	クロロ酢酸	0.02																		
基23	クロロホルム	0.06																		
基24	ジクロロ酢酸	0.03																		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基26	臭素酸	0.01																		
基27	総トリハロメタン	0.1																		
基28	トリクロロ酢酸	0.03																		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基30	プロモホルム	0.09																		
基31	ホルムアルデヒド	0.08																		
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.003	0.002	0.001	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.001	<0.05	<0.05	○	□				
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	○	□				
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03	○	□				
基35	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	<0.05	<0.05	○	□				
基36	ナトリウム及びその化合物	200	18.4	15.2	17.2	17.5	16.1	15.3	16.5	15.0	16.0	16.0	16.0	18.4	○	□				
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	○	□				
基38	塩化物イオン	200	25.3	23.7	26.9	29.7	24.5	23.9	24.6	23.3	22.0	23.1	23.3	29.7		○	□			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	180	178	176	179	182	176	184	188	188	181	188	188				○	□	
基40	蒸発残留物	500	254	259	251	236	230	220	247	263	255	250	263	263				○	□	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□				
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□				
基43	2-メチルインボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□				
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	○	□				
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□				
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	○	□				
基47	pH値	5.8～8.6	7.4	7.4	7.6	7.6	7.6	7.4	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6						
基48	味	異常でない																		
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0						
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.0	<0.5	<0.5	○	□				
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.2	○	□				
毎1	色																			
毎2	濁り																			
毎3	消毒の残留塩素																			
	有機物等（過マンガン酸カルシウム消費量）	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

本郡町 笹川水源

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較					
															1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上
基1	一般細菌	100	180	50	51	180	83	410	240	30	33	100	100	410						○ □
基2	大腸菌	不検出	+	—	+	+	+	+	+	+	+	+								
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	○ □					
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □					
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	○ □					
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	○ □					
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.20	1.03	1.23	1.38	0.8	1.3	1.0	1.1	1.1	1.08	1.1	1.38		○ □				
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08	○ □					
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.015	0.013	0.015	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.017	<0.1	<0.1	○ □					
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	○ □					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.002	○ □					
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	○ □					
基21	塩素酸	0.6																		
基22	クロロ酢酸	0.02																		
基23	クロロホルム	0.06																		
基24	ジクロロ酢酸	0.03																		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基26	臭素酸	0.01																		
基27	総トリハロメタン	0.1																		
基28	トリクロロ酢酸	0.03																		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基30	プロモホルム	0.09																		
基31	ホルムアルデヒド	0.08																		
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.009	<0.002	0.002	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	<0.05	<0.05	○ □					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.029	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.010	<0.02	<0.02	○ □					
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.032	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.010	<0.03	<0.03	○ □					
基35	銅及びその化合物	1	0.013	0.002	0.003	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.001	<0.05	<0.05	○ □					
基36	ナトリウム及びその化合物	200	18.3	15.2	17.2	17.5	14.1	16.6	14.6	15	15.2	14.7	21.0	21.0	○ □					
基37	マンガン及びその化合物	0.05	0.0026	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	○ □					
基38	塩化物イオン	200	27.4	24.8	29.1	31.6	22.8	25.8	21.9	22.4	20.6	20.8	22.4	31.6		○ □				
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	151	140	147	146	126	147	145	154	153	148	154	154				○ □		
基40	蒸発残留物	500	243	211	222	205	166	200	198	232	212	206	232	243			○ □			
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基43	2-メチルインボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	○ □					
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3	0.3	○ □					
基47	pH値	5.8～8.6	7.6	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.7	7.7	7.8	7.6	7.8	7.8						
基48	味	異常でない																		
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0						
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.8	<0.5	1.1	<0.5	0.9	<0.5	0.9	1.8		○		□		
基51	濁度	2	<0.1	0.3	<0.1	<0.1	0.4	<0.1	0.3	<0.1	0.2	<0.1	0.2	0.4	○		□			
毎1	色																			
毎2	濁り																			
毎3	消毒の残留塩素																			
	有機物等（過マンガン酸カルシウム消費量）	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成28年度から令和7年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成28～29年度及び令和2年度～6年度については1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基8の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 大嘉陽560番地住宅

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	1回/3月	1回/3年		
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	省略不可項目
基22	塩素酸	×	1回/3月			
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基24	クロロホルム	×	1回/3月			
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基27	臭素酸	×	1回/3月			
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基31	ブロモホルム	×	1回/3月			
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基39	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上 1/2 以下のため、基本検査頻度とする
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	×	1回/月			
基49	味	×	1回/月			
基50	臭気	×	1回/月			
基51	色度	×	1回/月			
基52	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 大堂公民館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目	
基2	大腸菌	×	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年			
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年			
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	1回/3月	1回/3年			
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	省略不可		1回/3月
基22	塩素酸	×	1回/3月				
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月				
基24	クロロホルム	×	1回/3月				
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月				
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月				
基27	臭素酸	×	1回/3月				
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月				
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月				
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月				
基31	ブロモホルム	×	1回/3月				
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月				
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月		
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基39	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本検査頻度とする	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする	
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年			
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため	
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目	
基48	pH値	×	1回/月				
基49	味	×	1回/月				
基50	臭気	×	1回/月				
基51	色度	×	1回/月				
基52	濁度	×	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日				

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 本部町水道管理センター

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	1回/3月	1回/3年		
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	
基22	塩素酸	×	1回/3月			
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基24	クロロホルム	×	1回/3月			
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基27	臭素酸	×	1回/3月			
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基31	ブロモホルム	×	1回/3月			
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基39	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上 1/2 以下のため、基本検査頻度とする
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	×	1回/月			
基49	味	×	1回/月			
基50	臭気	×	1回/月			
基51	色度	×	1回/月			
基52	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 塩川会館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	1回/3月	1回/3年		
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基22	塩素酸	×	1回/3月	省略不可		
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基24	クロロホルム	×	1回/3月			
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基27	臭素酸	×	1回/3月			
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基31	ブロモホルム	×	1回/3月			
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基39	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本検査頻度とする
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	×	1回/月			
基49	味	×	1回/月			
基50	臭気	×	1回/月			
基51	色度	×	1回/月			
基52	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 伊豆味緑花木生産組合

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目	
基2	大腸菌	×	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年			
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年			
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	1回/3月	1回/3年			
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	塩素酸	×	1回/3月				
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月				
基24	クロロホルム	×	1回/3月				
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月				
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月				
基27	臭素酸	×	1回/3月				
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月				
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月				
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月				
基31	ブロモホルム	×	1回/3月				
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月				
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基39	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5以上1/2以下のため、基本検査頻度とする	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする	
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年			
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため	
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目	
基48	pH値	×	1回/月				
基49	味	×	1回/月				
基50	臭気	×	1回/月				
基51	色度	×	1回/月				
基52	濁度	×	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日				

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 伊豆味公民館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	1回/3月	1回/3年		
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	省略不可	省略不可項目
基22	塩素酸	×	1回/3月			
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基24	クロロホルム	×	1回/3月			
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基27	臭素酸	×	1回/3月			
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基31	ブロモホルム	×	1回/3月			
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基39	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本検査頻度する
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	×	1回/月			
基49	味	×	1回/月			
基50	臭気	×	1回/月			
基51	色度	×	1回/月			
基52	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 国営沖縄記念公園

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	1回/3月	1回/3年		
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	省略不可項目
基22	塩素酸	×	1回/3月			
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基24	クロロホルム	×	1回/3月			
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基27	臭素酸	×	1回/3月			
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基31	ブロモホルム	×	1回/3月			
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下のため基本検査頻度とする
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基39	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2以下であるが、性状確認等のため
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上 1/2 以下のため、基本検査頻度とする
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	×	1回/月			
基49	味	×	1回/月			
基50	臭気	×	1回/月			
基51	色度	×	1回/月			
基52	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日			
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 瀬底公民館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	1回/3月	1回/3年		
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	省略不可	
基22	塩素酸	×	1回/3月			
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基24	クロロホルム	×	1回/3月			
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基27	臭素酸	×	1回/3月			
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基31	ブロモホルム	×	1回/3月			
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基39	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため毎月検査とする
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため基本検査頻度とする
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	×	1回/月			
基49	味	×	1回/月			
基50	臭気	×	1回/月			
基51	色度	×	1回/月			
基52	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 備瀬シャワー室

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	1回/3月	1回/3年		
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	省略不可	
基22	塩素酸	×	1回/3月			
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基24	クロロホルム	×	1回/3月			
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基27	臭素酸	×	1回/3月			
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基31	ブロモホルム	×	1回/3月			
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基39	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本検査頻度する
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	×	1回/月			
基49	味	×	1回/月			
基50	臭気	×	1回/月			
基51	色度	×	1回/月			
基52	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			